一般社団法人日本生殖医学会　転載許可申請に関わる規程

以下の著作物は、一般社団法人日本生殖医学会に帰属しており、これら著作物からの転載を希望する場合は、以下の条項に基づき申請すること。

著作物：日本生殖医学会雑誌（旧日本不妊学会雑誌）
新しい生殖医療技術のガイドライン
新しい生殖医療技術のガイドライン改訂第 2 版
生殖医療ガイドブック 2007
生殖医療のガイドブック 2010
生殖医療の必修知識
生殖医療の必修知識 2017
生殖医療の必修知識 2020
生殖医療の必修知識 2023
不妊症 Q&A（http://www.jsrm.or.jp/public/index.html）
生殖医療ガイドライン

1.　転載の対象と基本的考え方

転載の対象は図表に限り、論文全体の転載は原則として認めない。

転載許可申請に先立ち、著者からあらかじめ転載許可を得、その旨を申請書に記載すること。

転載にあたっては、出典元を明記し、改変は原則として認めない。

2.　申請方法

所定の申請書（日本生殖医学会ホームページより取得のこと：http://www.jsrm.or.jp/publications/index.html）と返信用封筒とともに日本生殖医学会事務局宛に提出する。

申請にあたっては、転載箇所および転載を行う予定の刊行物の資料を添えて申請すること。

転載が有償の場合には、期限内に別に定める転載許諾料を支払うこと。

3.　転載の種類

1）著者による転載

著者による以下の事由による転載については申請書の提出を要しない。

・著者による講義、会議など私的あるいは所属先の都合による使用

・著者自身あるいは所属先のウェブサイトへの転載

ただし、以下の点に注意が必要

・著者による転載であっても、その目的が営利である場合には転載許可申請が必要。

2）非営利目的での転載

所定の申請書を用いて、日本生殖医学会事務局に転載許可申請を行う。

利用目的が、非営利による転載と判断された場合には、著者の承諾のもと無償で転載することができる。

3）営利目的による転載

転載が営利を目的とするものであって、以下のような媒体を利用して転載を行う場合には、日本生殖医学会に転載許可申請を行い、転載許可を得た後、所定の転載許諾料を支払う。なお、転載された媒体の提出を求める。

・書籍・パンフレットなどの印刷物への転載
・プレゼンテーションで利用する資料（PowerPoint など）への転載
・ウェブ上での公開（ただし、ダウンロードできない形式とすること）
注）ウェブ上での掲載期間は原則 1 年とし、それを超える場合には新たに申請が必要。

上記の方法で転載を行う場合には、図表 1 点につき以下の基準で許諾料を定める。
印刷物による転載：$0.10× 発行部数
プレゼンテーションおよび Web 上での掲載：一律＄2,000
※消費税別途
※転載許可日における為替レートで算出

4. 転載部分の 2 次利用について

他者から転載部分の 2 次利用の申し入れがあった場合には必ず本学会に直接申請をするよう伝えること。

5. 本規程は理事会の決議を経て改定することができる。

平成 27 年 3 月 27 日制定
平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 30 年 3 月 30 日改定
令和 2 年 3 月 27 日改定
令和 3 年 3 月 26 日改定
令和 3 年 11 月 10 日改定
令和 4 年 3 月 25 日改定
令和 5 年 3 月 20 日改定
令和 6 年 5 月 10 日改定
令和 6 年 11 月 13 日改定